

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第4号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 特例条例別表第1の5の項の規則で定める事務	略 (1)・(2) 略	1 特例条例別表第1の1の項の規則で定める事務	香川県特定地場産品調査規則（平成12年香川県規則第23号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略
2～6	略	2～6	略
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～32	略	1～32	略
33 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> 、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類	33 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第14号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ニ</u> 、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類
34・35	略	34・35	略

第2

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～3	略	1～3	略
4 特例条例別表第2の4の項の規則	略	4 特例条例別表第2の4の項の規則	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において

で定める書類	(1)～(3) 略 (4) 省令第7条第15項の規定による返納に係る許可証及び従事者証 (5) 略
5～7 略	
8 特例条例別表第2の8の項の規則で定める書類	略 (1) 法第12条第5項（法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する免許証 (2)～(7) 略
9 略	
10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類	略

で定める書類	「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。） (1)～(3) 略 (4) 省令第7条第14項の規定による返納に係る許可証及び従事者証 (5) 略
5～7 略	
8 特例条例別表第2の8の項の規則で定める書類	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）、保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第2項（法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する免許証 (2)～(7) 略
9 略	
10 特例条例別表第2の10の項の規則で定める書類	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第6条の3第1項及び第2項の規定による報告に係る書類</u></p> <p>(4) <u>法第42条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類</u></p> <p>(5) <u>法第50条第3項、第52条第1項及び第55条第5項の規定による届出に係る書類</u></p> <p>(6) <u>良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有するとされる旧医療法第56条第2項及び第3項の規定による認可の申請に係る書類</u></p> <p>(7) <u>政令第3条の3、第5条の12及び第5条の13の規定による届出に係る書類</u></p> <p>(8) <u>政令第4条第2項の規定による変更の届出に係る書類（病床数の増加に係るものに限る。）</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>	
11～25 略	
26 特例条例別表第2の26の項の規則で定める書類	薬事法（昭和35年法律第145号）第8条の2第1項及び第2項の規定による報告に係る書類
27～36 略	

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第50条第3項、第51条第1項及び第55条第5項の規定による届出に係る書類</u></p> <p>(4) <u>法第56条第2項及び第3項の規定による認可の申請に係る書類</u></p> <p>(5) <u>政令第5条の7及び第5条の8の規定による届出に係る書類</u></p> <p>(6)・(7) 略</p>	
11～25 略	
26～35 略	

第3

改正後	
別表第2（第3条関係）	
1～34 略	
35 特例条例別表第2の35の項の規則で定める書類	略

改正前	
別表第2（第3条関係）	
1～34 略	
35 特例条例別表第2の35の項の規則で定める書類	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づ

	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第42条第2項（法第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る書類</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6)～(8) 略</p>		<p>く書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第42条第2項（法第53条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る書類</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>
<p>36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類</p>	<p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書及び第13項ただし書並びに第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類</u></p> <p>(4) <u>法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の4各項、第68条の5の</u></p>	<p>36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類</p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書及び第12項ただし書並びに第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に係る書類</u></p> <p>(4) <u>法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の4各項、第68条の5の5、第86条</u></p>

5、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類
(5)～(7) 略

第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類
(5)～(7) 略

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1の表の改正部分 公布の日
- (2) 第2の表の改正部分中次号に掲げる規定を除く改正規定 平成19年4月1日
- (3) 第2の表の改正部分中別表第2の4の項の改正規定 平成19年4月16日
- (4) 第3の表の改正部分 平成19年11月30日